

令和3年度カフェテリアプラン助成金等取扱要領

この要領は、一般財団法人徳島県教職員互助組合施行規程に定めるもののほか、カフェテリアプラン助成金等の取扱について必要な事項を定めるものとする。

1 給付目的

一般財団法人徳島県教職員互助組合員（以下「組合員」）が自主的・計画的に行う自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動を支援することにより、個々のライフスタイルに応じた有意義な生活を実現することを目的とする。

2 助成金等の給付対象者

組合員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員については、当該年度における任用期間が11か月以上の者）

3 助成金等の申請

助成金又はカタログギフトの申請は、当該年度につき1回限りとする。

臨時的任用職員及び会計年度任用職員である組合員については、当該年度における任用期間が11か月以上であることを示す辞令書などの写しを添付すること。（ただし、申請時既に11か月経過している場合は辞令書等の写しの添付は不要。）

カタログギフトの申請については、翌年度以降の前年度分の申請は認めない。

4 助成対象経費等

項目「その他」以外の項目における助成対象となる経費は、10,000円を限度とし、100円未満は切捨てとする。

別紙「カフェテリアプラン助成対象一覧表」参照

5 助成金等の給付額

助成金の給付額は、次のとおりとする。

(1) 必要経費が10,000円以上の場合は、10,000円とする。

(2) 必要経費が10,000円以下の場合はその積算額とする。

(3) 項目「その他」の給付はカタログギフト（冊子）を送付することで行う。

6 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、項目「その他」のカタログギフト（冊子）の申込については令和4年2月末日まで（必着）とする。

7 助成金等の交付

助成金は組合員の特定通帳口座に振り込むものとする。

ただし、項目「その他」のカタログギフト（冊子）については、組合員の指定した住所に送付することとする。

8 給付の制限

次に掲げる場合は、助成金を給付しないものとする。

(1) 公務出張等に係る経費の場合。

(2) 経費の支払日又は活動日が任用期間外である場合。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。